

相続登記の申請の義務化に関する経過措置について

(基本的なルール)

- 施行日前に相続が発生していたケースについても、登記の申請義務は課される。
- 申請義務の履行期間については、施行前からスタートしないように配慮
- ➔ 具体的には、**施行日とそれぞれの要件を充足した日のいずれか遅い日から法定の期間（3年間）がスタートする。**

相続登記の申請の義務化関係

公布後3年
以内施行

<施行日**前**に相続が発生していたケース> 【改正法附則第5条第6項】

